

社会保険 いわて

9月

奇数月発行／2019No.797

- 大切なお知らせです!～「標準報酬月額決定通知書」を送付します～
- 保健事業の一部業務を外部委託機関に委託しております
- 協会けんぽ健康づくりセミナーを開催します
- いわて健康経営アワード2019 事業所募集のご案内
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 10月・11月の出張相談所日程

■自然と共生の町・西和賀町

町の象徴「真昼岳」は古くから人々の信仰を集め四季からの恩恵を頂く。人もまた、人を思う心が根ざし皆で力を合わせ育みを見せた。食は彩り・豪雪にも温かく晩秋の町をぜひ訪ねてほしい。



日本の地域医療を作った村長
「深澤晟雄資料館」

画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

大切なお知らせです！

～「標準報酬月額決定通知書」を送付します～

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書(被保険者用)				氏名	例示
☐	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
☐	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			決定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
☐	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額(健保)	(厚年)	千円
			改定後の標準報酬月額(健保)	(厚年)	
☐	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額(健保)	(厚年)	千円
☐	資格喪失日	令和 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は…
 ・資格取得時の決定……資格取得時(入社)し被保険者となった場合
 ・定時決定……毎年9月(毎年4、5、6月の報酬を基に決定)
 ・随時改定……報酬が大幅に変動した場合(変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定)
 ・賞与支払時の決定……賞与を支払った場合(賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定)
 ・資格喪失日……退職日の翌日

令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____



算定基礎届により決定された、各被保険者の新しい標準報酬月額が「標準報酬月額決定通知書」で送付されます。

上記の通知書様式の見本や給与明細書等により、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き取り分及び事業主負担分と合致するかご確認ください。不一致の際にはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

☆年金生活者支援給付金がスタートします☆

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
(令和元年10月から制度開始)

支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

給付額

5,000円(月額)を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

- ① 保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$= 5,000 \text{円} \times \text{保険料納付済期間} / 480 \text{月}$$
- ② 保険料免除期間に基づく額(月額)

$$= 10,834 \text{円} \times \text{保険料免除期間} / 480 \text{月}$$

※毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

その他、障害年金生活者及び遺族年金生活者にも支援給付金制度が創設されます。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。



☆扶養親族等申告書が送付されます☆

扶養親族等申告書とは、雑所得となる老齢年金に課税する所得税および復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

扶養親族等申告書を提出することで該当する控除が受けられます。

提出がない場合には、該当する控除が受けられず、税率が倍となり、所得税が多く源泉徴収されます。また、控除対象となる配偶者や扶養親族がいない場合でも、提出がなければ税率が倍になりますのでご注意願います。

※課税対象金額以下の年金受給者には、送付になりません。



保健事業の一部業務を外部委託機関に委託しております



協会けんぽ岩手支部では、加入者の皆様の健康保持増進を一層図るために、下記保健事業の一部を外部機関に委託しております。

つきましては、下記業務について委託業者よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承願います。

事業名	委託事業者名	所在地	電話番号
被保険者に対する 特定保健指導業務委託	株式会社 ベネフィット・ワン	東京都千代田区大手町2-6-2	03-6870-2700
被保険者に対する 特定保健指導継続 支援業務委託	株式会社 ベストライフ・プロモーション	神奈川県川崎市中原区下小田中 2-12-5	044-754-4100
事業者健診結果データ 提出勤奨業務委託	東京ソフト株式会社	東京都品川区東品川4-10-27	03-4405-0185

また、一部健診機関でも健診当日に特定保健指導を受けることができます。該当する方がいらっしゃる場合には積極的にご活用願います。

健診機関名	住 所	電話番号
いわて健康管理センター	盛岡市西仙北1-17-18	019-635-8850
岩手県予防医学協会 Big Waffle	盛岡市北飯岡4-8-50	019-638-4886 (健康推進課)
岩手県予防医学協会県南センター	胆沢郡金ケ崎町西根前野209-1	

特定保健指導に該当された被保険者の方々へ ～アンケートにご協力ください～

協会けんぽ岩手支部では特定保健指導の更なる質の向上を目的として、下記期間に特定保健指導を受けた方を対象としたアンケートを実施いたします。

事業所様におかれましては、アンケートへのご協力依頼がございました際には誠に恐れ入りますが、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

- アンケート実施期間：令和元年10月1日～11月30日まで
- アンケート対象者：上記期間に特定保健指導を実施された被保険者の方
- アンケート回収方法：初回面談実施の際にお渡しする返信用封筒でご返送ください。

アンケートの流れ



詳しい内容等については、協会けんぽ岩手支部
保健グループまでお問い合わせください☎019-604-9089(直通)

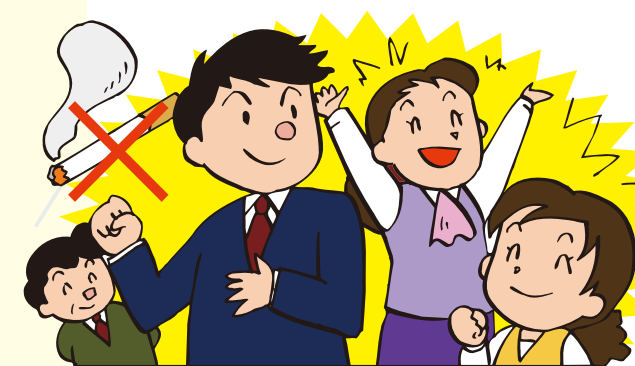
健康づくり セミナーを開催します

禁煙の取組みを成功させる方法や**メンタルヘルス対策**などをテーマとしたセミナーです。
興味のある方はどなたでもご参加できます。職場・家庭等における健康づくりにお役立て下さい!!

令和
元年 **10/2** 水

13:30開演※▶16:20閉演
※13:00開場

いわて県民情報交流センター
アイーナ (804会議室)



セミナープログラム



▼第1部(90分)
講師：平井 孝幸 氏
DeNA CHO 室 室長代理

『タバコ・喫煙者対策を
成功させる方法』

▼第2部(60分)
講師：岩手産業保健総合支援センター
産業保健相談員 今松 明子 氏

『みんなで守る心の健康
メンタル不調の予防と早期発見』

申込方法・期限

申込書※にて、FAXか郵送にてお申し込みください。

※申込書は協会けんぽ岩手支部のホームページから
ダウンロードできます。

参加費無料!
申込み
待ってるわん!

申込期限
令和
元年 **9/30** 月 **必着**



会場のご案内



岩手県民情報交流センターアイーナ
(盛岡市盛岡駅西通 1-7-1)

- 主催：全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部
- 共催：岩手産業保健総合支援センター
- 後援：岩手県、盛岡市、岩手労働局、岩手県医師会、岩手県歯科医師会、岩手県薬剤師会、岩手県栄養士会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会岩手連合会、社会保険診療報酬支払基金岩手支部、岩手県社会保険労務士会、岩手日報社、岩手県社会保険協会、(株)マ・シェリ、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ
(※順不同)

事業所募集のご案内

岩手県知事賞めざして、
みんなで応募しよう!



いわて健康幸福宣言

働き盛り世代の健康づくりを推進するため、健康経営の更なる普及拡大に向け、健康づくりに取り組む事業所を広く募集し、優良な事業所を表彰するとともに、その取組内容を広く紹介する「いわて健康経営アワード2019」を実施いたします。

岩手県知事賞(最優秀賞)を目指して、多くの事業所からの応募をお待ちしています。

対 象 岩手県内において事業活動を行う企業、法人及び団体

募集期間 令和元年**7月25日(木)～10月15日(火)**〔消印有効〕

応募方法 岩手県ホームページから**応募シート**をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、下記応募受付まで郵送又はFAXによりご提出ください。
※取組の概要がわかる資料や写真などがあれば添付をお願いします。

表 彰 **岩手県知事賞(最優秀賞)1事業所**、優秀賞 4事業所以内

発 表 令和元年12月12日(木)開催予定の表彰式で発表
※その他、岩手日報紙面等でも紹介を予定しております。

審査基準

- ①定期健診受診率の状況(受診率 実施100%)
- ②受診勧奨の取組状況
- ③食生活の改善、運動機会の促進などに向けた取組状況
- ④受動喫煙対策に関する取組状況
- ⑤健康情報の定期提供の状況
- ⑥その他健康づくりにおいて、工夫していることや特に力を入れている取組の状況

【留意事項】・応募資料の返却はいたしません。

・応募シートに記載の内容は、実行委員会構成団体が実施する健康経営の支援事業の展開に必要とされる範囲において使用場合があります。

【主催】 いわて健康経営アワード実行委員会

〔岩手県、全国健康保険協会岩手支部、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、株式会社岩手日報社、アクサ生命保険株式会社〕

【後援】 健康保険組合連合会岩手連合会、一般社団法人岩手県経営者協会、一般社団法人岩手経済同友会、岩手労働局、岩手県社会保険労務士会、岩手県脳卒中予防県民会議

【応募受付・問い合わせ先】

いわて健康経営アワード実行委員会事務局 (岩手県保健福祉部 健康国保課)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 TEL.019-629-5468 FAX.019-629-5474

E-mail : AD0003@pref.iwate.jp

URL : <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/kenkou/kenkozukuri/1022294.html>

いわて健康経営アワード2019

検索

労働Q&A

パワハラ防止法について

パワハラ(パワーハラスメントの略称)の防止策を義務付ける法律が成立しました。



Q1. 成立した法律はどのようなものですか?

A1. パワハラは、これまで社会問題としてその概念や行為類型は整理され、有識者会議の報告書等により定義づけされていましたが、法令上の定めではありませんでした。今回の法制化により、パワハラの定義が法令に明記され、事業主に対して相談体制の整備等が義務づけられることとなります。



Q2. どのような言動がパワハラにあたりますか?

A2. パワハラとは、
①職場内での優越的な関係(職務上の地位や人間関係)などに基づいて、
②業務の適正な範囲を超えて、
③身体的・精神的苦痛を与える又は就業環境を害する、
これら3つの要素のいずれも満たす行為と定義されます。



Q3. 今後の対応はどのようにになりますか?

A3. 具体的な防止策については、厚生労働大臣が定める指針に沿って、事業主によるパワハラを認めない方針、相談体制、事後対応を就業規則等に規定し、明確化及び周知・啓発など行っていくこととなります。また、労働者も日頃から「これってパワハラ?」と疑問を抱くなど「パワハラと業務上の必要な指導」について共通認識を持ち、社内風土の向上に協力していく必要があります。

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶<https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

■研修事業

○第1回「ビジネスセミナー」が行われました。

経営者、労務管理者の方々を対象に今年度第1回目の「ビジネスセミナー」が去る8月22日(木)、県北二戸市で行われました。今年4月から働き方改革関連法が順次施行されたことから、テーマを「働き方改革関連法の施行に伴って取り組むべき重要ポイント～今後の企業改革に向けて～」と題し、社会保険労務士 佐々木広美 氏を講師に迎え盛会のうちに終了しました。

○第2回「ビジネスセミナー」の開催について

引続き、今年度2回目の「ビジネスセミナー」を沿岸釜石市で次のとおり行います。

- ・開催日時：令和元年10月17日(木) 13時30分～16時
- ・開催場所：釜石・大槌地域産業育成センター「大会議室」(釜石市大字平田3-75-1)
- ・研修テーマ：分かりやすくすぐ役立つ

「働き方改革」への対応と労務管理の具体策

- ・講師：社会保険労務士 崎山 美智穂 氏

申込み方法など詳しくは、同封のご案内チラシ(申込書)、または当協会までお問い合わせください。多数の受講申込みをお待ちしています。

○「社会保険実務研修会」の前期が終了しました。

社会保険事務担当者を対象とした「社会保険実務研修会」の前期(7月実施)が、7月18日(木)花巻市文化会館会議室、22日(月)釜石・大槌地域産業育成センター大会議室、29日(月)奥州市文化会館会議室の3会場で行われ、125名の受講がありました。

今回の研修テーマは、少子高齢社会のなか、定年延長や再雇用などで年金を受給しながら働いている方が増えていることから、年金、雇用保険制度から在職老齢年金の年金額調整のしくみや雇用保険との調整などについて。また、健康保険制度からは出産に関する届出と給付などについて、日本年金機構年金事務所、公共職業安定所(ハローワーク)及び岩手県社会保険委員会連合会の講師により行われました。

なお、「社会保険実務研修会」の後期開催は、下記のとおりです。

開催日	開催時刻	開催場所(市町)
9月 3日(火)	13:15～16:30	ビックルーフ滝沢「大会議室」(滝沢市)
9月10日(火)	13:15～16:30	藤沢市民センター「視聴覚室」(一関市藤沢町)
9月20日(金)	13:15～16:30	二戸パークホテル「亀甲の間」(二戸市)



年金出張相談所 ****

会 場	10月	11月	時 間
盛岡			
八幡平市役所(多目的ホール)	10(木)	14(木)	10:00～15:30
ゆはづ交流館(岩手町)	16(水)	20(水)	10:00～15:30
葛 巻 町 役 場	23(水)	11月はお休みです	10:30～15:00
紫 波 町 役 場	10月はお休みです	27(水)	10:00～15:30
一関			
陸 前 高 田 市 役 所	17(木)	11月はお休みです	10:30～15:30
大 船 渡 市 役 所	24(木)	28(木)	10:30～15:30
奥 州 市 役 所	10月はお休みです	7(木)	10:00～15:00
江刺生涯学習センター(江刺)	3(木)	11月はお休みです	10:00～15:00
宮古			
青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	10(木)	14(木)	10:00～15:30
花巻			
遠 野 市 役 所	3(木)	7(木)	10:30～15:30
二戸			
久 慈 市 文 化 会 館 (アンバーホール)	7(月)	11(月)	10:30～16:00
	23(水)	27(水)	10:30～16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30～16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間のご相談には年金手帳、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。